

平成22年第5回太子町議会臨時会（第428回町議会）会議録

平成22年11月25日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第53号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第54号 太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第55号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第53号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第54号 太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第55号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

会議に出席した議員

1 番	井 川 芳 昭	3 番	中 島 貞 次
4 番	服 部 千 秋	5 番	長谷川 原 司
6 番	井 村 淳 子	7 番	橋 本 恭 子
9 番	花 畑 奈知子	10 番	北 川 嘉 明
11 番	熊 谷 直 行	12 番	上 田 富 夫
13 番	村 田 興 亜	14 番	桜 井 公 晴
15 番	中 井 政 喜	16 番	佐 野 芳 彦

会議に欠席した議員

2 番 清 原 良 典

会議に出席した事務局職員

局 長	上 田 眞 也	書 記	木 村 和 義
書 記	森 本 麻 友		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	首 藤 正 弘	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	寺 田 寛 文	総 務 部 長	村 瀬 学
生活福祉部長	丸 尾 満	経 済 建 設 部 長	山 本 武 志
教 育 次 長	西 村 隆 志	財 政 課 長	香 田 大 然

議長あいさつ

上げます。

○議長（佐野芳彦） 皆さんおはようございます。

寒さ日ごとに加わってまいります。議員各位には極めてご健勝にてご参集を賜り、本日ここに平成22年第5回太子町議会臨時会

開会に先立ちまして、一言あいさつを申し

上げます。

(第428回町議会)が開会できますことは、町政伸展のためまことにご同慶にたえません。

本日招集されました臨時会に付議されます案件は、給与改定に伴う関係条例の改正等があります。議員各位におかれましては、格別のご精励を賜り、慎重にご審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願いを申し上げまして、まことに簡単措辞ではございますが、開会のあいさつといたします。

町長。

~~~~~

#### 町長あいさつ

○町長(首藤正弘) どうも皆さんおはようございます。

平成22年第5回太子町議会臨時会(第428回町議会)が開会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成22年もあと一月少々となり、慌ただしい時節を迎えようとしています。寒気も加わり秋の終わりを感ずるところとなりましたが、議員各位におかれましては、公私ともご多忙のところをご健勝にて本会議にご出席いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

さて、本日の臨時会におきましては、人事院勧告に伴う条例案件3件につきましてご審議をお願い申し上げるものであります。どうかよろしく願い申し上げ、まことに簡単ではございますが、臨時町議会の開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

~~~~~

(開会 午前10時02分)

○議長(佐野芳彦) ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから平成22年第5回太子町議会臨時会(第428回町議会)を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(佐野芳彦) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、上田富夫議員、桜井公晴議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長(佐野芳彦) 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日と決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長(佐野芳彦) 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案3件が提出されました。したがって、議案はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたからご了承願います。

次に、平成22年第4回定例会において議決され、その取り扱いを議長に一任されておりました保育制度改革に関する意見書につきましては、議決後直ちに関係方面に提出し、その善処方を要望しておきましたのでご了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成22年度8月分及び平成22年度9月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたからご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明のため本臨時会に出席を求めました者の職氏名はお手元に配っております一覧表のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 議案第53号 太子町特別職

の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第54号 太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第55号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第4、議案第53号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第6、議案第55号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第53号から議案第55号までの条例改正について、一括して説明を申し上げます。

去る8月10日、人事院より国家公務員の給与改定についての勧告がありました。本年度の人事院勧告の主な内容として、1点目に民間給与との格差マイナス757円、マイナス0.19%を解消するため、55歳を超える6級以上の職員の俸給及び俸給の特別調整額の支給を1.5%減額すること、中・高年層の給料表を改定し、俸給月額を平均0.1%引き下げることであります。

また、民間との給与比較は4月を基準として実施されますので、その調整を図るため、12月期の期末手当において、改定実施までに支給した給与については、4月給与に調整率マイナス0.28%を乗じて得た額に4月から改定実施月までの月数を乗じて得た額と6月期に支給した期末・勤勉手当について調整率マイナス0.28%を乗じて得た額との合計額を減

額するものでございます。

2点目に、期末勤勉手当の支給月数を民間の支給割合3.97月に見合うよう年間で0.2月引き下げることであります。この勧告に基づき国の給与関係法律の一部を改正する法律が11月1日に国会に提出されたことに伴い、これに準じて地方公務員の給与においても同様の改正を実施するものでございます。

最初に、議案第53号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、期末手当の支給率を引き下げるものでございます。12月期の期末手当の支給月数を0.2月引き下げ、2.125月を1.925月とするものでございます。

また、23年度からは合計支給月数は変わりはありませんが、6月期の期末手当の支給月数を1.925月を1.875に、また12月期の1.925月を1.975月とするものでございます。

また、議会議員の期末手当についても議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項で当条例の例によることとなっているため、同様となります。

施行日については、12月1日でございますが、23年度からの支給分は平成23年4月1日としております。

次に、議案第54号太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、特別職の給与条例と改正内容が同じでございますので、省略させていただきます。

次に、議案第55号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、給料の引き下げ、期末勤勉手当の引き下げを改正内容とし、一般職の職員の給与に関する条例、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の2条例を改正し、附則でこの改正に伴う職員の勤務時間等に関する条例、職員の育児休業等に関する条例を改正するものでございます。

本条例の詳細につきましては、副町長より説明しますので、よろしく願いいたします。以上で議案第53号から議案第55号までの

条例の改正についての提案説明とさせていただきますが、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 議案第55号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

平成22年8月10日の人事院の勧告を受け、国の給与関係法律の一部を改正する法律案が平成22年11月1日に国会に提出されたことに伴い、これに準じて一般職の職員の給与においても改定を実施するものでございます。

本年の人事院勧告につきましては、その骨子は、俸給表を改定し俸給月額を引き下げること、50歳代後半層の職員給与について当面俸給の特別調整額について一定率減額すること、また平成22年11月までに支給した給与については12月期の期末手当で減額調整すること、期末・勤勉手当の支給月数を引き下げることでございます。これを受けて、一般職の職員の給与に関する条例、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の2条例を改正し、附則でこの改正に伴う職員の勤務時間等に関する条例、職員の育児休業等に関する条例を改正するものでございます。

それではまず、第1条、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、第19条第2項において期末手当を12月で0.15月引き下げております。

次に、第20条第2項において勤勉手当を0.05月引き下げております。

次に、附則第22項で55歳以上の行政職給料表6級の職員について、当分の間、給料月額、期末手当、勤勉手当、管理職手当を1.5%減額することとしております。これに伴い、附則第24項は減額される職員の1時間当たりの給与額の規定を整理し、附則第25項では給与条例、第20条第2項に規定する勤勉手当支給総額限度額の減額を規定しております。

次に、給料表の改正について別表第1を改め、中・高齢層が受ける給料月額を改定しております。平均改定率はマイナス0.1%でございます。対象となる号給については、2級65号給、3級49号給、4級33号給、5級25号給、6級17号給より上位の号給であり、対象職員は127名でございます。給料の1.5%の減額分も含めて全体で月額約15万円の減となります。

次に、第2条について説明をいたします。

第1条で改正しました期末手当、勤勉手当の月数について、6月と12月の支給割合を変更するものでございます。期末手当の6月1.25月、12月1.35月をそれぞれ1.225月、1.375月に、勤勉手当の6月0.70月、12月の0.65月を0.675月ずつに改正するものでございます。支給総月数は変更ございません。

この改正につきましては平成23年4月1日の施行としております。

次に、第3条、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。

これは、平成18年の給与条例の一部改正条例の附則第7項の改正でございますが、平成18年に実施された給与構造改革により給料が大幅に引き下げられ、給料の切りかえに伴う経過措置として現給との差額を支給することとなっており、昨年度の給与改定でこの適用を受けている職員については、支給している給料月額に100分の99.76を乗じて得た額を新たな支給月額としておりますが、減額する率をさらに0.17追加し、99.59に改めるものでございます。

次に、附則についてでございますが、第1条において条例の施行日につきましては平成22年12月1日から施行することとしておりますが、第2条の説明でも申し上げましたとおり、第2条の規定は平成23年4月1日から施行することとしております。

次に、附則第2条についてでございますが、平成22年11月分までに支給した給与及び期末・勤勉手当について、今回の改定が4月

から行われた場合の影響額を平成22年12月の
期末手当において減額調整することを規定し
たものであります。対象職員の4月分給料、
管理職手当、扶養手当、住居手当に調整率の
0.28%を乗じて得た額に4月から11月までの
月数である8を乗じて得た額と、6月に支給
した期末・勤勉手当額に調整率の0.28%を乗
じて得た額との合計額を12月期の期末手当で
減額調整するものでございます。

なお、対象は行政職給料表の引き下げ対象
者と同一でございます。

給与改定支給率の引き下げ及び4月からの
影響額の調整に伴います12月支給分の期末勤
勉手当は約1,600万円の減額となります。

次に、附則第3条は平成22年4月1日の前
に55歳に達した職員の給与条例附則第22項の
読みかえ規定でございます。

次に、附則第4条は職員の勤務時間等に関
する条例の一部改正でございますが、給与条
例附則第22項の規定により、給与が減額され
た職員に関して介護休暇に対する1時間当た
りの給与減額の読みかえ規定でございます。

次に、附則第5条は職員の育児休業等に関
する条例の一部改正でございますが、給与条
例附則第22項の規定により、給与が減額され
た職員で育児短時間勤務職員に関する読みか
え規定でございます。6級55歳以上の育児短
時間勤務職員の給与減額、部分休業に対する
1時間当たりの給与減額の読みかえを規定し
ております。

以上で詳細説明とさせていただきます。ど
うぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わ
りました。

これから質疑を行います。

質疑は、議事の都合によって1議案ごとに
行います。

まず、上程中の議案第53号太子町特別職の
職員の給与に関する条例の一部を改正する条
例の制定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 人勸によります今回の給与
改正であります。特に特別職に関しまして
は全体的な、いわゆる社会趨勢をちゃんと認
識してさらなる引き下げが必要かと思いま
すのでお尋ねしたいと思います。

今、貧困化がより一層進み格差も拡大され
ているのはもう事実であります。全国的に
も300万円未満の所得者の数が大幅に増えて
おり、また本町でも200万円以下が60%と、
こういうような状況の中で、また手当もな
い、そういう人たちがたくさんいる中で、特
に特別職に関しましてはさらなる引き下げで
対応すべきだと思うんですが、その点につい
て説明を求めます。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） 特別職の引き下げ
についてのお尋ねであります。特別職につ
きましては勤務体系、またその責任等を考
えますと一概にそのように考えるわけにはき
ません。その職務に応じた、またしっかりと
その責任を果たしていただくということが義
務でありますので、そのように考えておりま
す。

○議長（佐野芳彦） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 総務部長が答えることかど
うかよくわからんけども、本来こういうところ
のものについては当然英断をしないといい
ない問題ではないかと思えます。職務、職責
っちゅうのは当然であります。それらのこと
をこなすということで特別職に就任をしてい
るわけですから、今特別職の給与は先ほど言
いましたような者との比較においても高額で
ありますから、この際全体的な生活の実態を
考えるときに特別職が率先、垂範をして引き
下げをすると、そういう姿勢こそ大事である
と、こういうふうに思ってますので、その点
で伺ってますから再度説明を求めます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 特別職に対してのご
意見でございますが、そういう桜井議員の考
え方といいますか、そういうこともあろうか
と思えます。しかし、先ほど総務部長が申し

上げましたように、責任の度合いとかいろんなことを考えます、あるいは勤務実態等を考えますと、その職務に合った報酬をいただいているというふうに私は考えております。もちろんこれで私どもの報酬を引き下げることについて住民の皆さん方のご意見といえますか、そういうことが非常に多いのであればそういうようなことも考えられると思うんですが、先ほど申し上げましたように、勤務実態については非常に長い時間拘束されている中で現在の報酬があるというふうにも私は考えておりますので、今回人事院の勧告に基づいての0.2月についての引き下げについては、やはり人事院勧告を守るという意味で妥当であろうという考えでおります。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第53号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

続いて、上程中の議案第54号太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 いろいろ書いてあるんですけども、実際うちの委員会に付託されてますから簡単に。金額的に、具体的に今の金額幾ら、改正金額幾ら、それをちょっと知らせしてほしいです。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） 教育委員会教育長の給与についての金額についてのご質問であります。これについては後ほどお答えいたします。

○議長（佐野芳彦） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 そういうことを言う、後ほどと言うて何でそんなもん後ほど、そこに書いてあるそれを読んだらそれでええんだろーがいな。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） 教育長につきまして、ちょっと資料を今持ち合わせておりませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第54号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

続いて、上程中の議案第55号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

服部千秋議員。

○服部千秋議員 詳細説明の中でちょっと確認をさせていただきます。

期末・勤勉手当は1,600万円と言われたのは、詳細説明は議案第55号について説明があったんですが、全部の額でしょうか、それともここだけでしょうかということと、それから説明された中で月額15万円下がると言われたことの意味がちょっと十分理解できなかった

たので、そこのあたりを詳しく説明してください。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） 今年度12月分の期末・勤勉手当は約1,600万円の減額ということですが、これは一般職の職員の4月からの減額調整ということですのでございます。

（服部千秋議員「一般職、特別職は関係ないんですか」の声あり）

一般職でございます。

それと、もう一点ですが、給与表の改正につきまして改定率マイナス0.1%ということで、これに係る対象職員が127名ということで、それにつきまして月額約15万円という減でございますが、これにつきましては6級、55歳以上の職員の1.5%の減額も含めて月額で15万円、年間で182万7,000円でございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 一遍前から聞いてみな思いよったんやけども、この公務員の給与というのは人事院の勧告ということでほとんど自動的に、太子町だけでなしにほとんどの自治体が決めよんやないかと思うんです。何かそんな感じがするんですよ。実際に民間企業と比べてっちゅう話がよく出てくるんですけども、民間企業のどういふところの企業と、どのレベルのどんどこからこんな資料が出てくるのかというのがさっぱりわからん。それは把握してますか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） 民間給与との格差に基づくこのたびの給与改定でございますが、国のほうでこのたび今回の月にしまして757円公務員のほうが高いという数字が出るわけですが、これにつきましては国のほうで約1万1,100民間事業所の約45万人の個別給与を実態調査をしております。なかなかど

ういうふうと比較するものかというそのことでありますが、この45万人に対しまして役職段階、また勤務地域、学歴、年齢階層別につきまして個々に数字を出しまして、それをもって本年のその格差が民間と公務員、公務員のほうが757円、0.19%高いという数字を出されております。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 実態というか、いわゆる勤務の実態というたら零細中小企業のほうが実際のところ甘いんですね。給料も安いですわ、そのかわり。ただ、大企業というのは厳しいですよ。こんな公務員みたいなゆったりした仕事やっところどころもないわけですね。だから、大企業と比べたんなら給料だけ比べんと勤務の実態というか、時間数を比べてみたら。朝はゆっくりして晩は大体早う帰ってまうと。土日祭日は休みちゅうんは、こないなとこね、そら大企業やったら現場の人の場合はそういうのもあるけど、事務職というか、本社勤務とか、その辺になってきたらそんなもんとてもしゃないが。我々つき合ってますけど、そら全然勤務の時間数というか、作業の密度というんですか、そらきついですよ。あした言っときます、あさって言っときますというような返事しよったら、そんなもんあんた、あしたその机おらへんで。そんな厳しい仕事を一方ではやっとするわけですね。だから、ある種給料はそこそこもらいよるわけですね。だから、そういうところ比較して公務員がやっりよんかというたら、それはちょっと給料だけ比べるんじやなしに作業の密度というか、実態というのを比較した中で僕はやっぱり給料というのは決まっていくなきゃないかと思うわけなんやね。

前々からこれはずっと思うとんやけど、ただ公務員の場合は気に入らんさかいストするというわけにもいかんし、いろいろ制約があるから、それはそれなんですけども、ただそれやけども身分は保証されとるからね。簡単に首切れんと。一般の会社やったら課長以上

になったら、あしたから来んでもええと言うたら、もうそれでしまいやからね。そういうとこと、どこをどういうふうにして僕はそやから比べよんかなと。

もうぼちぼち国じゃなしに自分の町、地域、例えば太子町なら太子町、たつの市ならたつの市、その中のある種実態というもんを踏まえて、やっぱりその地域のレベルに合ったような考え方をしていく、そういう要素も取り入れると。したがって、例えば極端な話ですよ、ほんなん夕張の人が聞いたら怒るかわかんけども、太子町と夕張とは全然違うんやというぐらいな、そういう考え方、事実違いますわな、今給料は。公務員やけども職員の給与を比べたら夕張と太子町は全然違うと。だから、そういうことも加味した中でやっぱりやらんと、住民の不満というか、僕は行政に向ける信頼感というんは薄れていくんやないかと。これからまだきつくなると思います、私は。ここしばらくは。3年、5年先にはこのままいきよったら日本はつぶれますから、何とかなるんやないかと思うんやけど、1年、2年はまだしばらくきついのが続くと思いますんで、そういうこともみんなが辛抱するときにはみんなで辛抱していこうと。

要は前の町長言われてたでしょう。公務員の給料が上がるということは民間の企業が上がるということやから、率先して引っ張っていくんやというようなことをおっしゃってけれども、今度下がることについては、どこ下がとるんです、民間は。だから、上がるときは率先して上げるけど、下がる時には一番後から下げるちゅうのはやね、何かちょっとひきょうなようなやり方やと僕は思うわけなんですわ。そやさかい、民間の人たちをリードして引っ張っていくんやというんならもっと下がる時もそういうことの、なぜこうなるんやというようなことを示していくという、そういうことが大事やと思うんですけれども、金額どうこう言っとんと違いますよ。そういう姿勢に立ってやっぱり行政というも

のを考えてほしいというふうに思うわけなんですけども、ちょっとその辺聞かせてほしいんですけどね。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） 上田議員のご意見には理解いたすところもあるわけですが、我々公務員におきましては日本国、また県下というところで、やはり一定の制約のもとに我々の勤務の状況がございますので、このたびの人事院勧告につきましても0.2カ月の月数の減額であります、これは日本全国、県下統一的な数値でございます。そのように考えております。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 給与表、号給表で先ほども説明があっているんですけども、55歳以上の者とかも含めて、今回給与改定でどういう分布になるか、それぞれ、育休なんかはそらわかりにくいんですけども、給与表に関しては対象職員がどういう分布をしとるかというのはいつも聞きますけども、その説明できますか。

○議長（佐野芳彦） 総務部長。

○総務部長（村瀬 学） 給与表の分布についてのご質問でありますが、今回大きく対象となります6級55歳以上の職員であります、20名でございます。6級職員につきましては全部で25名おりますが、1.5%の減となる対象職員は20名でございます。

それと、詳細説明にありましたが、今回対象となる中・高齢層、40歳以上の職員が127、これにつきましては詳細の中でそれぞれ号給について以上という表現でいたしましたが、個々の数字は今ちょっと資料を持っておりません。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、こ

れで質疑を終わります。

暫時休憩します。

(休憩 午前10時42分)

(再開 午前10時43分)

○議長(佐野芳彦) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第55号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

この際、委員会審査のため暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時44分)

(再開 午後1時59分)

○議長(佐野芳彦) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に委員会に審査を付託いたしました議案第53号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第55号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

これらの議案3件については、所管の総務常任委員会に付託して、休憩中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員会委員長中島貞次議員。

○中島貞次議員 では、総務常任委員会に付託されました議案3件について報告いたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第53号。付託年月日、平成22年11月25日。件

名、太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成22年11月25日木曜日午前10時55分から午後1時20分。3、審査経過及び結果、この議案第53号に対して一部委員からは修正案をしてはどうかという意見がありました。年収に対する1割カットの修正をしてはどうかという意見がありました。が、次のとおりになりました。審査経過及び結果、今日の社会情勢、地域情勢を考慮をしたとき、特別職の給与のあり方について削減等も含めて今後再考する必要がある等の意見をつけることに決めました。これに対しては1人の委員が反対をされました。審査結果は全員賛成により可決すべきものと決しました。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第54号。付託年月日、平成22年11月25日。件名、太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成22年11月25日木曜午前10時55分から午後1時20分。3、審査経過及び結果、今日の社会情勢、地域情勢を考慮をしたとき、教育長の給与のあり方について削減等も含めて今後再考する必要がある等の意見をつけることに決めました。これについても1人の委員から反対意見が出ました。審査結果は賛成多数により可決すべきものと決しました。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第55号。付託年月日、平成22年11月25日。件名、一般職の職員の給与に関する条例等の一

部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。２、審査年月日、平成22年11月25日木曜日午前10時55分から午後1時20分。３、審査経過及び結果、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決しました。

なお、先ほどの議案第54号については、審査経過及び結果の中でこれについても特別職同様修正案を出してはどうかという1人の委員からの意見がありましたが、原案のとおりでいくことになりました。

以上です。

○議長（佐野芳彦） 以上で総務常任委員会委員長中島貞次議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合により1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第53号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

服部千秋議員。

○服部千秋議員 原案には賛成いたしますが、附帯意見をつけることについて意見がありますので、ここで述べさせていただきます。

附帯意見をつけることには、私はどうかなのという面があります。つまり、私は町長、副町長は長い時間仕事をされていると思うし、また町民のためにそうあってもらわなければならないと思っております。ですから、議会の側が減らせ減らせと町長側に言うよりも、

町長側が自分の側から減らすと言われるのかどうか、どういう仕事をみずからされるのかどうかということが大切であるとは思っております。町民の気持ちをおもんばかってみずから判断されるべきことであると思っております。今はそういう心境であります。

これは、後の議案第54号についても同じであります。議案第54号では同じことは述べませんが、議案第54号でもそういうふうに思っております。

○議長（佐野芳彦） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第54号太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本

案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(佐野芳彦) 挙手多数です。したがって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

次、上程中の議案第55号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 討論なしと認めます。これから議案第55号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(佐野芳彦) 挙手全員です。したがって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成22年第5回太子町議会臨時会(第428回町議会)を閉会します。

(閉会 午後2時09分)

~~~~~

#### 議長あいさつ

○議長(佐野芳彦) 閉会に当たりまして、一言あいさつを申し上げます。

議員各位の格別のご精励を賜りまして、今臨時会に付議されました案件のすべてを滞りなく議了することができましたことは、町政のためまことにご同慶にたえません。ここに謹んで議員各位のご精励とご協力に対しまし

て、衷心より敬意と謝意を表する次第でございます。

しばらくすれば師走となつてまいります。が、議員各位におかれましては、この上とも健康に留意されまして、町政伸展のため一層のご精励を賜りますようお願い申し上げまして、まことに簡単措辞ではございますが、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

町長。

~~~~~

町長あいさつ

○町長(首藤正弘) 平成22年第5回太子町議会臨時会(第428回町議会)を閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日の臨時会におきましては、付議案件につきまして適切に議決いただきましたことに深く感謝を申し上げる次第であります。

朝夕がひときわ冷え込み、寒さ厳しい時節を迎えますが、議員各位におかれましては、ご健康に十分留意いただき、町行政のさらなる振興に一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、臨時町議会の閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

町議会議長 佐 野 芳 彦

署名 議員 上 田 富 夫

署名 議員 桜 井 公 晴